

生涯学習都市宣言25周年記念功労者表彰要綱

令和7年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、平成12年に生涯学習都市宣言を行い、本年が25周年という節目の年となることから、市の生涯学習施策の推進に尽力し、長年に渡りその功労が特に顕著であった者を表彰することを目的とし、表彰基準その他必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 この要綱による表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生涯学習推進協議会委員または生涯学習推進会議委員として、功労が顕著であったもの
- (2) 社会教育委員として、功労が顕著であったもの
- (3) 各公民館運営審議会委員または野島漁村センター運営委員会委員として、功労が顕著であったもの
- (4) 市民教養講座講師及び各公民館または野島漁村センターに登録するサークルの指導講師として、功労が顕著であったもの

(表彰基準)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する場合に、この要綱により市長がその功労を表彰するものとする。

- (1) 前条第1号から4号までに係る表彰対象者

平成12年以降に25年以上従事したもの

(表彰の時期)

第4条 表彰は、生涯学習都市宣言25周年記念大会で実施するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰の方法は、市長が表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

(表彰の取り消し)

第6条 表彰を受けた個人に不都合の行為があった場合は、表彰を取り消すことがある。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。